

都市計画施設区域内における建築制限(許可基準)を緩和します

都市計画施設(都市計画道路など)区域内、または市街地開発事業の施行区域内に建築物を建築しようとする場合、事業の円滑な施行を確保するため、一定の建築制限が設けられています。

これまで本市では、都市計画法第54条の許可基準に基づき、都市計画施設区域内における許可対象の建築物を木造等の2階建以下(地階なし)としてきましたが、土地の有効利用を図ることを目的として、平成29年2月1日から許可基準を緩和し、都市計画施設(ただし、事業中、または着手予定の事業は除きます)区域内における木造等の3階建(地階なし)も許可の対象として運用します。

詳しくは、まちづくり推進課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市まちづくり推進課(市役所2階)
☎ 3 2 ・ 3 9 5 7 / FAX 3 3 ・ 2 1 0 4

Mail:machidukuri@city.komatsushima.tokushima.jp

平成28年度臨時福祉給付金および年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)のお知らせ 申請受付期間は平成29年1月31日まで 申請がまだお済みでない方はお急ぎください!

平成28年度臨時福祉給付金および年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の申請期限が迫っています。

申請期限を過ぎると給付金を支給することができません。

給付金の支給対象と思われる方で申請がまだお済みでない方には、12月下旬に再度申請書を送付しています。今一度ご確認ください、早めの申請をお願いします。

【申請受付期間】平成29年1月31日(火)まで

※申請締め切り後の受付はできませんので、ご注意ください。

【支給対象者】

平成28年度臨時福祉給付金

- 平成28年1月1日に小松島市に住民票がある方
- 平成28年度の市民税が課税されていない方

年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

- 上記の平成28年度臨時福祉給付金が支給対象になっている方
- 平成28年度5月分の障害・遺族基礎年金を受給している方(ただし、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給している方は対象外です。)

ただし、下記に該当する方は給付対象外です。

- ・市民税が課税されている方に扶養されている方
 - ・生活保護制度の被保護者となっている方
- ※支給対象だと思われるのに、申請書が届いていない場合は、お問い合わせください。

【申請方法】

申請書に必要事項をご記入のうえ印鑑を押して、運転免許証、健康保険被保険者証など本人確認ができる書類(有効期限が切れていないもの)のコピー、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の通帳の見開きのページのコピーを添えて、同封の返信用封筒で申請してください。

※申請書をなくされた方や申請書の再発行を希望される方などは下記までご連絡ください。

※申請をしたにも関わらず決定通知が届いていない方は、添付書類の不足などの理由で保留の可能性がありますので、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市臨時福祉給付金担当
(市役所4階臨時窓口)

☎ 3 8 ・ 6 6 1 1 / FAX 3 5 ・ 0 2 7 2

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp